

岡山市入札外部審議委員会の概要

令和2年第3回岡山市入札外部審議委員会(以下「審議委員会」という。)を下記のとおり開催しましたので、その概要についてお知らせいたします。

記

1 開催日

令和2年11月11日(水) 10時00分から11時30分まで

2 開催場所

岡山市水道局 6階 研修室

3 出席委員(敬称略 五十音順)

小野 絵美, 齊藤 政子, 中川 豊隆, 野田 尚紀, 矢吹 香月

4 市当局

(1)岡山市財政局

協本財務部長, 植月契約課長, 剣持工事契約担当課長, 石村契約課課長補佐(工事契約係長), 大木契約課物品契約係長, 遠藤契約課管理係長, 堀井契約課指導係長,
山根契約課副主査

(2)岡山市水道局

石井次長, 國富管財課長, 矢野管財課課長代理, 桜井管財課課長補佐(契約係長),
岡島管財課副主査, 白石管財課副主査

5 会議次第

1 岡山市抽出事案について

(1)工事契約

(2)物品契約

(3)指名停止

2 水道局抽出事案について

(1)工事契約

(2)役務契約

3 その他

6 会議概要

(1) 「岡山市ももたろう観光センター新設工事」について

委員： 単独随意契約の理由を教えてください。

市当局： 本工事をするにあたっては、駅構内での施工に精通した施工業者であって、列車運行に支障をきたさない、駅利用者への影響を及ぼさない施工が可能である業者であることが条件になります。本工事の受注業者は、駅構内での工事实績が多数あること、また、工事場所に隣接する現在施行中の工事を施工しているため、資材搬入や関連工事の施工管理や各種調整等が最もスムーズに行える業者であることから、単独随意契約としました。

委員： 今回は、隣接工事中だったため、単独随意契約となりましたが、そうでなければ、応札可能な業者が数者あると考えるとよろしいですか。

市当局： 一般競争入札にした場合、JRの工事实績を求めますが、5者以上はいると考えています。

委員： 隣接工事が終了後に、一般競争入札にすることはできなかったのでしょうか。

市当局： 今回の工事は国の補助対象工事であり、補助の交付決定を待っていた状態でこのタイミングになりました。隣接工事終了後に補助金の交付決定となっていれば、一般競争入札となる案件ではありますが、ももたろう観光センター開所のスケジュールの関係もあり、補助金交付決定後すぐの発注となりました。

委員： 随意契約になる場合はどのような手続きになりますか。

市当局： 事前に施工担当課が契約課に相談し、随意契約が適切であるかどうかを協議します。さらに、施工担当課は局内の審査会に諮り了承を得た上で、契約課に伺を持ち込みます。

(2) 「教育用コンピュータ(小・中・教育用)」について

委員： 今回の発注単位について、ソフトも含めた一括発注が要件となっていますが、その結果

応札可能な業者が少なくなってしまうのではないのでしょうか。他のやり方はなかったのでしょうか。

市当局： GIGAスクール構想のガイドラインでは推奨するソフトが示されており、企業側もソフトを含めたもので販売しているケースが多く、一括発注としました。

また、発注担当課である教育委員会において、パソコンとソフトを分離して発注した場合、パソコンに対してインストール等の設定作業など、現地作業を極力減らす方向で検討した結果、一括発注のほうが経費を抑えられるということでした。

GIGAスクール構想は当初、令和2年度から令和5年度まで、4年かけて学年を区切りながら導入していく予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の流行により小中学校が休校になる事態が発生したため、令和2年度に一斉に整備するという方針に変わりました。WTO案件となると公告期間が最低40日必要となり、さらに納期が3月31日までとなると、業者にとってかなり負担がかかってしまいます。そういったことから、一括での発注としました。

委員： かなり高額な案件になるため、履行確保のためにも他の自治体の実績などを要件としていますか。

市当局： 要件として求めています。

委員： 1者で難しい場合を想定し、共同企業体の入札参加も認めていますが、共同企業体というのはどの部分を行うのですか。

市当局： 調達に関しての共同企業体となります。配送の部分了他業者に任せることはあるかもしれませんが。

委員： 国の補助金はどこまでが対象になるのですか。

市当局： 初期設定費用は補助金の対象外、本体と教育用のソフト及び運搬費は補助金の対象と聞いています。

(3) 「指名停止」について

委員： 同じ労働関係法令違反で、停止期間が異なっていますが、これはどうしてでしょうか。

市当局： 指名停止期間の算定の原則により、当該2年間における指名停止回数が2回目の場合は最長期間の4分の2となります。1回目の場合は、最短の1月となりますが、2回目の場合は、該当の指名停止期間の最長3月の4分の2、つまり1.5月となり、切り上げて2月となります。

委員： 指名停止期間中の業者と単独随意契約になるような場合はどうなりますか。

市当局： 指名停止中であって他に相応する業者がなく、やむを得ない場合は、審査委員会に諮り、認めています。

委員： 反社会的行為というのはどのようなものが該当しますか。

市当局： 恐喝、詐欺、横領などが対象となっています。

(4) 「西幹線φ600mm～φ400mm配水管布設2工区その他工事」について

委員： 単独随意契約の理由を教えてください。

市当局： 本工事の施工場所は、現在、国土交通省が施工中の工事と同一現場であり、かつ国土交通省より工事期間を限定されています。期間内に工事を完工すること、また、本工事場所が現施工業者の工事ヤード内であることから、施工中の工事との一体的な工程管理の上、同時施工でしか行えないため、現施工業者との単独随意契約としました。

委員： 落札率が100%なのはなぜですか。

市当局： 事前に設計図書を渡し、数日後に見積書を提出してもらいます。1回目に許容価格を超えている場合は、もう一度その場で再度見積書を提出してもらいます。今回は3回目で許容価格以内となり、結果的に許容価格と同額となりました。

(5) 「水道メーター検定満期取替業務(単価契約)(その28)」について

委員： 水道メーター検定満期取替業務について、不調が多いですが、何か理由がありますか。

市当局： 通常は指名業者が定められた日時に入札室に集合し、入札を行います。この場合、許容価格超過となった場合は、もう一度その場で再入札を行うことができます。今回は、新

新型コロナウイルス感染症防止対策として、集合入札ではなく郵便入札を行いました。郵便入札の場合は、許容価格超過となった場合、その場で不調となります。結果、今回の入札については、多数が不調となりました。

委員：今回の案件は郵便入札で行っていますが、規定などで定められた方法なのですか。

市当局：役務業務の指名競争入札で郵便入札という規定はありませんが、新型コロナウイルス感染症防止対策として、密状態を避けるため、郵便入札へ変更する措置をとりました。

委員：集合か郵便の2択だけではなく、ウェブ上で集まるような方法もあると思います。検討していただきたいと思います。

(終了)